

# 事業者事業継続支援助成金交付要領

令和3年11月5日

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルスの影響によって、売上げが減少している営利を目的とする事業者の事業継続を支援するための助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 この要領による助成金の交付対象者は、市内において本店又は本社の事業所を有し、原則として、1年以上継続して同一事業を営む者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 2021年8月又は9月において売上高が2019年又は2020年の同月比で30%以上減少している者

(2) 助成金を申請する時点において継続して事業を行っており、助成金交付後も事業を継続する意思がある者

(3) 主な業種が日本標準産業分類のうち次に該当する者

ア 大分類 E 製造業

イ 大分類 G 情報通信業

ウ 大分類 H 運輸業、郵便業

エ 大分類 I 卸売業、小売業

オ 大分類 K 不動産業、物品賃貸業

カ 大分類 L 学術研究、専門・技術サービス

キ 大分類 M 宿泊業、飲食サービス業

ク 大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業

ケ 大分類 O 教育、学習支援業

コ 大分類 P 医療、福祉

サ 大分類 R サービス業（他に分類されないもの）

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者が、次に掲げる者のいずれかに該当するときは、この要領による助成金の交付の対象者としなない。

(1) 輪島市暴力団排除条例（平成24年輪島市条例第1号）に規定する暴力団員

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 特定非営利活動（NPO）法人

(5) 社会福祉法人

(助成金の額)

第3条 この要領により受けられる助成金の額は、1事業者につき売上高が30%以上減少した月毎に減少額を算定した額とし、1か月当たり5万円を上限とする。ただし、国の月次支援金を受給した事業者は、受給額に2分の1を乗じた額とし、1か月当たり5万円を上限とする。

2 前項により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 この要領による助成金の交付を受けようとする者は、事業者事業継続支援助成金交付申請書兼誓約書(様式1)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、公的機関により認定、証明及び給付通知を受けている場合は代替できるものとする。

- (1) 売上高確認兼申請金額計算表(様式2)及び売上高等を確認できる書類
- (2) 営業活動を行っていることが分かる書類
- (3) 振込先口座の通帳等の写し

2 前項の申請受付期間は令和3年11月5日から令和4年1月31日までとする。ただし、郵送で申請を行った場合であって、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

(助成金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定したものには、金融機関への振り込みにより助成金を交付するものとする。

(助成金の取消及び返還)

第6条 市長は、第4条の申請に虚偽その他の不正があったときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の規定に基づき助成金の交付決定の取り消しを受けた者のうち、既に助成金の交付を受けた者は、助成金を返還しなければならない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和3年11月5日から施行する。